# 日本国語教育学会会則

（総則）

第一条　本会は、日本国語教育学会とする。

第二条　本会は、事務局を東京都文京区春日二―十四―十　エイセンビル一階一〇三号室に置く。

（目的・事業）

第三条　本会は、国語及び国語教育に関する事項を研究し、国語教育研究諸団体との連携を密にして、国語教育の振興を図ることをもって目的とする。

第四条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1　国語及び国語教育に関する全国研究大会・地域研究会・各校種別部会研究会等の開催

2　本会機関誌・図書の編集刊行

3　国語及び国語教育に関する研究・調査・資料の収集

4　国語及び国語教育に関する研究の助成と研究者の表彰

5　研究者相互の交流及び内外の諸団体との連携と協力

6　その他必要な事業

第五条　全国研究大会に関する細則は別に定める。

（会員・会費）

第六条　本会は、第三条の目的に賛同し、別に定める会費を納入する者をもって会員とする。

（役員・組織）

第七条　本会に次の役員を置く。

会長　一名　理事長　一名

常任理事　若干名　理事　若干名

監事　二名

会長は、総会において選出する。

理事は、会員中から選出する。

常任理事及び監事は、理事会において会員中から選出する。

理事長は、常任理事の互選により選出する。ほかに、名誉会長、顧問、名誉会員を置くことができる。

会長は会を代表し統括する。

理事は理事会を組織し、本会則の定める事項を決議する。

常任理事は常任理事会を組織し、本会則の定める事項を決議し、執行する。

理事長は常任理事会を招集し、会務を執行する。

第八条　役員の任期は、二年とする。ただし、重任することができる。補充による役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第九条　本会の事業を遂行し、会務を処理するため、事務局を設け、次の部を置く。

・総務部

・研究部

・編集部

・会計部

・企画・情報部

第十条　事務局には、事務局長一名を置き、各部には、部長一名、副部長一名、運営委員若干名を置く。事務局長、部長、副部長は、常任委員会に諮り会長が委嘱する。

運営委員は、各部長が委嘱する。

第十一条　その他本会の運用に必要な場合、常任理事会の承認を経て、特別の委員会を設置することができる。

第十二条　各部の会務の主な内容については、別に細則を定める。

本会の事業を遂行するため、次の校種別部会を置く。

・幼稚園・保育所部会

・小学校部会

・中学校部会

・高等学校部会

・大学部会

第十三条　各部会には、部会長一名及び運営委員若干名を置く。部会長は、常任理事会に諮り会長が委嘱する。運営委員は、各部会長が委嘱する。

各部会は、話す・聞く、書く、読む、言語、総合、その他の領域の研究活動を企画し実施する。

第十四条　各部会は、他の部会との共同研究活動を行うことができる。

（理事会）

第十五条　本会に支部を置くことができる。支部に関する細則は、別に定める。

理事会は、毎年一回会長が招集する。ただし、理事の1／3以上の要求があった場合は、理事会を招集しなければならない。

第十六条　理事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

理事会は、本会則の中で別に定めるもののほか、次の事項を審議する。

1　本会の基本的運営・活動に関する事項

2　常任理事会に付議すべき事項

（常任理事会）

第十七条　常任理事会は、理事長が招集する。ただし、常任理事の1／3以上の要求があった場合は、常任理事会を招集しなければならない。

第十八条　常任理事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

常任理事会は、本会則の中で別に定めるもののほか、次の事項を審議する。

1　事業計画

2　予算の決定・決算の承認

3　規定・細則・運営内規

4　その他必要事項

（総会）

第十九条　総会は、毎年一回会長が招集する。ただし、緊急を要する場合には、臨時に招集することができる。

第二十条　総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

第二十一条　総会に付すべき事項は、次の通りとする。

1　会務及び会計の報告

2　会則の変更

3　解散に関する事項

4　その他必要事項

（会計）

第二十二条　本会の事業に必要な費用は、会費・事業収入・助成金及びその他の収入をもって充てる。

第二十三条　本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（付則）

第二十四条　本会の運営に関して必要がある場合、常任理事会は、別に細則を定める。

第二十五条　本会則は、昭和六十三年四月一日をもって発効する。

平成四年八月九日一部改定

平成十年八月二日一部改定

平成十二年八月五日一部改定

平成十四年八月三日一部改定

平成二十三年八月八日一部改定

平成二十四年八月六日一部改定

平成二十八年七月三十一日一部改定

平成二十九年八月五日一部改定

## 日本国語教育学会会費納入規定

第一条　本会の会費は、九〇〇〇円とする。なお、学部学生（証明が必要）については、年会費六〇〇〇円とする。

第二条　会員は、本会発行の機関誌の頒布を受けるが、臨時に発行した機関誌については、その実費を納めるものとする。

## ◆会則第五条に関する細則

一条　全国研究大会は、原則として毎年一回開催する。

二条　全国研究大会に係る業務を遂行するために、大会委員長一名、大会副委員長若干名、大会総務委員若干名を置く。

2　大会委員長、大会副委員長、大会総務委員は、常任理事会に諮り、理事の中から会長が委嘱する。

3　大会委員長は、全国研究大会に係る業務を統括する。

大会副委員長は、大会委員長の任務の遂行を補佐する。

大会総務委員は、大会委員長の任務の遂行に関して提言する。

三条　全国研究大会に係る業務を円滑に推進するために、企画委員会と運営委員会とを置く。

2　企画委員会は、全国研究大会の大綱の企画・立案・決定・実施に係わる業務を推進する。

運営委員会は、全国研究大会の準備・運営・進行等の全般に係る業務を担当し推進する。

3　企画委員は、理事の中から会長が委嘱する。

運営委員は、会員の中から会長が委嘱する。

## ◆会則第十一条に関する細則

事務局に係る各部の主な内容は次の通りとする。

・総務部　年度事業計画の立案、理事会・常任理事会・総会の開催、会則・規定・細則・運営内規の変更、各支部との連絡、全国研究大会・地域研究会の開催、内外の諸団体との連携・協力、研究の助成と研究者の表彰、その他

・研究部　各校種別部会及び各支部における研究活動の連絡・調整、研究プロジェクトの推進・連絡・調整、本会に係る研究調査・資料収集、その他

・編集部　本会機関誌『月刊国教育研究』の編集・刊行、本会に係る図書の編集・刊行、その他

・会計部　年度予算・決算の立案、全国研究大会予算・決算の立案、その他

・企画・情報部　本会「会報」の編集・刊行、相談・支援活動、図書の刊行、その他

## ◆会則第十三条に関する細則

一条　本会会員が一地域五十名以上の場合、支部を置くことができる。

二条　支部には、支部長と若干の役員を置く。

三条　支部長は、支部会則・役員名簿・会員名簿を本会事務局に届けるものとする。

四条　支部は次の活動を行うものとする。

1　支部は、各種研究活動のほか、総会・研究会を開催する。

2　支部長及び役員は、本会会員の増員に協力する。

五条　本会は、支部助成のために、次の事項を実施する。

1　本会は支部の研究成果を適当な機会に本会機関誌その他において紹介する。

2　本会は、支部主催の研究会等に本会会長名の使用を認める。

3　本会は、支部の研究会の開催に当たって、各校種別部会等との共催を認める。

4　本会は、支部の要請がある場合には、必要に応じ本会の負担により、支部主催の研究会に講師を派遣する。

## ◆会則第七条に関する運営内規

理事に、地区理事と全国理事とを置く。

地区理事は、都道府県から選出する。全国理事は、全国的視野に立ち選出する。

## ◆会則第八条に関する運営内規

会長に支障が生じた場合は、理事長が会長の職務を代行する。